

第509回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
(2) 発送年月日 令和6年12月10日(火曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和6年12月18日(水曜日)
午後2時
(2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置(案)等について
(おきあみ1そうびき機船船びき網漁業)
(2) 宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について
(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群)
(3) 宮城県資源管理方針の変更について
(4) 宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

- (1) 宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会の結果について
(2) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
(3) 第41回太平洋広域漁業調整委員会について
(4) 漁業権の変更について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	大 江 清 明
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	鈴 木 章 登
委 員	高 橋 平 勝	〃	伊 藤 新 造
〃	菊 田 守	〃	千 葉 富 夫
〃	高 橋 一 郎	〃	平 井 光 行
〃	舘 田 あゆみ	〃	尾 定 誠

〃 石 森 裕 治

〃 木 村 千 之

欠席委員

会長代理 鈴 木 政 志

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 武山総括次長

定刻となりましたので、開会に先立ちまして、先日行われた2024年度漁協系統功労者の表彰式におきまして、漁協系統運動や、漁業・漁協事業への貢献が認められ、表彰された委員がおりますので御紹介させていただきます。

まず、漁協運動功労者といたしまして、千葉富夫委員が表彰されました。

続いて、漁業振興功労者といたしまして、鈴木章登委員が表彰されました。

心より、お喜び申し上げます。

ただいまから、第509回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は14名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 山田副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 山田副部長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には、右上に番号を振っております。資料1といたしまして、審議事項（1）「知事許可漁業の制限措置（案）等について（おきあみ1そうびき機船船びき網漁業）」、資料2といたしまして、審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）」、資料3といたしまして、審議事項（3）「宮城県資源管理方針の変更について」、資料4といたしまして、審議事項（4）「宮城県漁業調整規則の改正について」、資料5といたしまして、報告事項（1

）「宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会の結果について」、資料6といたしまして、報告事項（2）「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」、資料7といたしまして、報告事項（3）「第41回太平洋広域漁業調整委員会について」、資料8といたしまして、報告事項（4）「漁業権の変更について」、以上8種類の資料となっております。御確認いただいて不足などがありましたら、事務局にお声掛けください。

それでは、議事に入らせていただきます。

關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

7番の大江委員、14番の石森委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「知事許可漁業の制限措置（案）等について（おきあみ1そうびき機船船びき網漁業）」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

阿部課長をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（1）「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」説明させていただきます。

知事許可漁業の許可手続きを行う際は、漁業法の規定により、許可の内容として「制限措置」を定め、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示を行うこととなっております。本日は、漁業法第58条において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、来年2月から漁期を迎える「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業」の許可に係る制限措置の内容等について御審議いただくものです。詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○關会長

それでは本田さんをお願いします。

○水産業振興課 本田技師

資料1枚おめくりいただきまして1ページ目を御覧ください。1ページ目が諮問文書の写しとなっております。

2ページ目を御覧ください。こちらが本日御審議いただく制限措置の内容となっております。こちらにつきましては、後ほど戻って説明させていただきます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。3ページ目からが漁業の概要についての資料

でございます。1 番の概要でございますけれども、当該漁業は船びき網によりつものなしおきあみ（通称いさだ）を漁獲する代表的な春漁の一つでございます。2 番の許可制に係る主な経緯ということで、こちらの漁業は平成 3 年に不振だったすくい網漁業の代替漁業として許可導入の要望がございまして、許可制へ移行したものでございます。その後、操業区域や期間の変更等がございまして、現在に至っている状況でございます。3 番水揚げ状況につきまして、下にグラフを載せておりますけれども、水揚げ量は年々減少しており、今年はゼロということで不安定な状況が続いてございます。4 番の資源状況でございますけれども、(1) の生態と分布につきましては、三陸沖から北太平洋に広く分布しております。漁業対象、漁獲対象のみならず、餌とする生物が多いことから、生態系を支える重要な生物とされてございます。漁獲量は親潮の接岸と密接な関連がございまして、親潮が中程度の規模で南下する年には漁獲量が増加するとされておりますが、近年は本県沖合で漁場形成がされにくく、漁獲量は不安定という状況です。(2) 漁業者による自主管理ということで、県小型漁船漁業部会のおきあみ 1 そうびき機船船びき網漁業委員会において毎漁期、自主調整方針を策定しておりまして、きめ細やかなルールが定められております。それから、すくい網漁業委員会との合同会議で協調操業に係る協議も行いまして、漁業秩序の維持を図っているというところでございます。

4 ページ目を御覧ください。5 番許可の概要ということで、(1) に制限措置の内容を表で示しております。操業区域が宮城県沖合海面、漁業時期が 2 月 15 日から 5 月末までとしております。許可または起業の認可をすべき船舶等の数については今回 57 隻ということで記載しております。こちらにつきましては、下の 6 番のところで改めて説明させていただきます。(2) の許可の有効期間は 1 年。(3) 許可の条件ということで、下の①から⑩にありますとおり、操業区域ですとか、使用する漁具などについて条件を設けてございます。6 番の許可の対象でございますけれども、こちらの漁業につきましては、平成 29 年より許可枠が設定されており、許可枠の上限の 8 割、100 隻ということで運用されてございます。「許可処分取扱要領」に基づきまして、県小型漁船漁業部会に許可希望隻数を取りまとめ県に提出していただいて、その許可希望隻数を踏まえまして、公示枠（案）を設定してございます。

5 ページ目を御覧ください。こちらに許可隻数の推移を下のグラフで示しておりまして、ここ数年は 60 隻で推移してございました。(3) の公示枠につきましては近年不漁が続いているため、今後も 1 年許可として資源動向を見ながら、資源管理、漁業秩序の維持を図っている県小型漁船漁業部会の意見を踏まえまして、公示枠は運用枠内の 57 隻として設定したいと考えてございます。

それでは資料 2 ページ目にお戻りください。2 ページ目が制限措置の内容でございます。先ほど御説明したとおり、許可等すべき船舶等の数を 57 隻として公示を考えております。申請期間は来年 1 月 6 日から 2 月 3 日までとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

○關会長

本田さん、どうもありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、いつものとおり発言に際しましては、挙

手の上、議長の指名を得てから番号をおよび、氏名を述べて発言願います。どなたか質問御意見ございませんか。

質問がないようですので、知事許可漁業の制限措置（案）等について（おきあみ1そうびき機船船びき網漁業）は、県から諮問のあったとおり原案とおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年12月12日付水振第715号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に、審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）」を上程いたします。県からから御説明をお願いします。

日下課長お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について御説明をさせていただきます。資料2でございます。今般、国の方から1月から12月が管理期間となります、令和7管理年度のさんま・まあじ・まいわし太平洋系群・かたくちいわし太平洋系群について、漁獲可能量の配分が示されたところでございます。このうち「かたくちいわし太平洋系群」につきましては、来年1月よりTAC管理が開始されることに伴い、国から、具体的なTAC管理を行うための参考となる数量が提示されております。このTAC対象魚種の追加に当たりましては、導入当初の柔軟な運用を図るとの趣旨から、採捕停止命令などを伴わない、試験的な全国一括での数量管理から開始し、漁獲報告の体制整備や、都道府県への配分の試行など、段階的に運用の検討を行いながら、3年間を目途に、本格的なTAC管理の導入を図っていくものとなっております。知事管理漁獲可能量の設定におきましては、漁業法により海区漁業調整委員会の意見をお聴きし、了承が得られましたら、農林水産大臣に承認申請を行うこととなっておりますので、本日、御審議をいただくものでございます。詳細は担当から御説明いたします。

○關会長

それでは杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

資料お開きいただきまして1ページ目が、今回お諮りする諮問文書となっております。

2 ページ目をお開きください。御審議いただく内容でございますが、宮城県資源管理方針に基づきまして、管理年度が1月から12月までとなっている魚種、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群の令和7管理年度におけるTACを定めるものとなっております。2のTACの内容(1)の表を御覧いただきますと「さんま」、「まあじ」は、国からの当初配分に基づきまして、令和7管理年度の知事管理漁獲可能量TACは現行水準、「まいわし太平洋系群」につきましては、32,600トンと設定したいと考えてございます。下の表になりますけれども、「まいわし」につきましては、「まいわし定置網漁業」と「まいわし漁船漁業」に分けて例年TACを設定しておりまして、令和7管理年度におきましては、定置網は28,427トン、漁船漁業は4,173トンに設定したいと考えてございます。これらにつきましては、6ページ以降に詳しい資料をつけておりますので7ページ目を御覧いただければと思います。こちらが、国からの当初配分の通知になってございます。下の表でございますが、「さんま」と「まあじ」につきましては現行水準での配分となっております。「まいわし太平洋系群」につきましては、具体的な数量配分として32,600トンの配分を受けているという内容でございます。8ページ目に進んでいただきまして、こちらは後ほど別途御説明いたしますが、新しくTAC管理の対象となる「かたくちいわし太平洋系群」につきまして、92,000トンの内数という内容で配分を受けてございます。

次に、9ページ目を御覧ください。さんま、まあじ、まいわしに関するデータになります。右側の3つのグラフは、知事管理漁業の漁獲実績と全国に占める割合を示したものでございます。グラフの下の箱囲いのところを御覧ください。少し見切れてしまっていますが、※2の「現行水準」とは、以前の「若干」と同様の区分でございまして、漁獲量が少なく、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県に対しては、数量を明示しない配分方法ということで、「現行水準」という配分となっております。右側の3つのグラフの一番上のさんまですけれども、近年、ほぼ漁獲量もないのですが、全国に占める漁獲量の割合が0.5%以下となっております。まあじにつきましても、概ね1%未満ということで、これらの魚種については、全国に占める割合が低いということで、「現行水準」での配分になってございます。右の一番下のグラフ、まいわしは、近年、本県の知事管理分の漁獲量が増えており、全国に占める割合は4~7%程度となっております。こちらについては具体的な数量配分がなされているということでございます。それからページの左側につきましては3魚種の全国におけるTACと、漁獲の実績のグラフになっておりまして、いずれの魚種につきましても、その黒いバーの漁獲実績に対して、白いバーのTACは十分な量が設定されていて、これまでTACが不足するということはないという状況を示したものでございます。

10ページ目を御覧ください。まいわしにつきまして定置網と漁船漁業でそれぞれTACを設定しているわけですが、その配分の考え方について示しているものでございます。1番、配分調整の経過ということで、(1)令和3管理年度から、まいわしの数量管理が本格始動していて、全県で34,400トンが当初配分されたというところでございます。まいわしにつきましては、主に定置網で漁獲されるということですが、さんまの不漁を受けて、その棒受け網によるまいわしの試験操業のための枠を設けるということとなりまして、まず定置網の優先配分ということで、直近の漁獲実績を超えない数量として

3万トン进行分配して、残りの4,400トンを漁船漁業の方に分配したという経過がございます。令和4管理年度は、当初分配が29,900トンということで、前年度の分配を下回ったという状況でした。前年度に定置網に3万トンを優先分配したわけですが、これにも満たないということで、一方でその漁船漁業にも分配しなければならないということで、ここでは、その前年度令和3管理年度の定置網と漁船漁業の分配の比率で、分配を行うということになりました。その後、令和5管理年度については37,000トンで令和6管理年度については50,700トンと、当初分配から潤沢に分配がありまして、期中での追加分配もあったということで、かなり潤沢な分配となりました。一方で漁船漁業につきましては、これまでの枠の消化実績を考慮しまして、4,200トン据え置きでの分配としてきたという経過がございます。

11ページを御覧ください。令和7管理年度における分配調整の方針ということですが、冒頭申し上げましたとおり、まいわしの令和7管理年度の当初分配は32,600トンということで、前年度令和6管理年度をかなり下回る状況になっております。この数量が令和3～4管理年度、スタート直後と同程度ということがございましたので、今回定置と漁船漁業の分配については、令和3～4管理年度に採用した比率分配としたいと考えております。今後、追加分配が、期中であった場合は、基本的には定置網に優先的に分配を致しますけれども、漁船漁業の漁獲量が増加して上限に迫ったような場合におきましては、追加分配、あるいは定置からの枠の融通などを適宜検討し調整していきたいと考えてございます。さんまとまあじ、まいわしについては以上でございます。

次に2ページ目にお戻りください。2の(1)上の表の後半部分がたくちいわし太平洋系群につきまして、今回からTAC対象魚種になったということで、初めてTACの分配を受けるものですが、92,000トン内数として分配されてございます。

こちらにつきまして13ページを御覧ください。国が進めておりますTAC魚種の拡大について、6月にまだ追加になった時にも御説明させていただいたのですが、改めて説明させていただきたいと思っております。1のTAC管理の強化ということで、改正漁業法におきましては、資源管理の推進にあたりまして、TAC管理を基本とするということが示されております。国のロードマップでは、令和7年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とすることを目標に、対象魚種を順次拡大していくという方向とされてございます。TAC魚種の拡大は、優先度に応じて実施されていくということでございますけれども、新たにTACを導入するにあたりましては、ステップアップ管理ということで、課題等検討しながら段階的に進めていくとされております。

14ページを御覧ください。このステップアップ管理につきましてはTAC導入当初の柔軟な運用のために、3つのステップに分けて進める方式となっております。今回たくちで導入される最初のステップ1につきましては、試験的な管理手法ということで、漁獲情報の報告体制の整備、全国一括での数量管理というもので、採捕停止命令といったようなことは行われずに、都道府県に対しては参考数量のみが提示されるということとなっております。このため、今回の分配は92,000トンの内数ということで、各県に分配されているという内容となっております。今後ステップ1の後、1年後にステップ2、それから3年後にステップ3と進みまして、本格的なTACの運用が開始されるという内容となっております。

13ページにお戻りいただきまして1の黒丸の5つ目でございますが、現在TAC魚種、これまでの8魚種に加えまして、今年の1月からかたくちとうるめいわし、それから4月にはまだらのステップアップ管理が開始されておりまして、現在11魚種になっているということです。2の今後追加されるTAC魚種ということですが、今回かたくちいわし太平洋系群が追加されまして、その後、ぶり、それから他の海域になりますけども、まだいについてTAC管理が開始されるという予定になっておりまして、その他の魚種についても順次検討が行われるという状況となっております。

15ページを御覧ください。かたくちいわし太平洋系群についてまとめた資料でございます。まず、漁獲の状況ということで、分布につきましては、九州から北海道に至る太平洋の沿岸域から沖合にかけて分布しているというものでございまして、漁獲量は1990年に青森から茨城で急増して20トンを上回りました。そして2003年には過去最高の40万トン余りとなり、その後はずっと減少傾向にありました。近年は横ばい傾向ということで、直近の2023年には4.1万トンという漁獲量となっております。次に2、資源の状況でございますけども、左のグラフは資源量と親魚量の推移で、資源量につきましては、70年代の後半から80年代の後半にかけて50万トン未満という低い水準でしたが、その後増加して2002年には291万トンと最大値を示しております。またその後減少傾向となり、2018年には9.4万トンということで、資源量は最小値となったということで近年は若干増加傾向を示してございます。右のグラフは、年齢別の資源尾数で、資源の主体は0歳魚と1歳魚、また親魚量につきましては資源量と同様に、2000年代中盤から減少傾向にございましたけれども、近年は増加傾向にありまして、2023年の親魚量は9.8万トンとなっております。

16ページを御覧ください。国の資料からの抜粋になりますが、TAC設定の考え方でございます。詳しい説明は割愛させていただきますけども、10年後に資源を持続的に利用するために必要な親魚の量を確保できるように漁獲の圧力を調整するという考え方から、TACを設定するという事で、令和7管理年度のTACは、全国で92,000トンと定められました。かたくちいわしについては以上となります。

2ページ目にお戻りください。3の今後の予定でございますが、本日承認をいただきました場合には、今後、国への承認申請など手続きを順次行いまして、3ページ以降につけております公表内容で、12月24日を目標に公表したいと考えてございます。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

杉田さん、どうもありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、いつものとおり発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号をおよび、氏名を述べて発言願います。

平井委員お願いします。

○平井委員

かたくちいわしはかなり難しい魚だと思うんですけども、親が多ければ子供も多いという関係があまり明確ではない魚種だと思うんですけど、ステップアップ管理の3年間に

いて、いろいろ見直しも行っていると思うんですけども、今ここではしらすの説明がなかったんですが、しらすも考えていく必要があるかと思うんですけど、もしその親子関係とかその辺のことが明確にならなかった場合に、国の方針としてもTACは取りやめるということも入ってのステップアップ管理なのでしょうか。見直しがどんなふうにされるのでしょうか。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

まず、しらすの方ですけども、今のところこのTACの考え方には入っておりません。ただ、後ほど県の資源管理方針の改正の部分で御説明するのですが、努力目標として漁獲努力量は上げないというようなことを盛り込むように国から指導されております。資源管理の方法も今後、資源評価などによって、あまりとり控えが効果ないという結果が出された場合については、具体的に国からも方針が示されていないという状況ですので、今後確認して参りたいと考えております。

○關会長

平井委員よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

他にございませんでしょうか。木村委員。

○木村委員

まいわしの漁獲量なんですけど、この漁船漁業がずっととりかねているようですが、令和6年、82.5%となっております。来年あたりも頑張つてやると思うんですが、100%になった場合に融通を検討するとありますが、ぜひこの辺すみやかに検討をお願いしたいと思います。

○關会長

日下課長お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

委員がおっしゃったように、しっかり漁獲の状況を見ながら、もちろん漁船漁業もですし、定置もですし、枠の消化率を見ながら、いっぱいになってきたという場合には、国への配分の相談をしっかりしながら、皆さんしっかり枠を取りつつも、消化できるように見ていきたいと思っております。

○關会長

よろしいですか。

○木村委員

はい。

○關会長

質問がないようですので、「宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）」は、県から諮問のあったとおり原案とおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年12月11日付水整第216号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に、審議事項（3）「宮城県資源管理方針の変更について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

日下課長をお願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

都道府県が策定する「資源管理方針」でございますが、こちら漁業法に基づき、対象となる魚種ごとに、資源管理に関する基本的な事項を定めることとされております。今回の変更は、来年1月からTAC管理が開始される「かたくちいわし太平洋系群」についての内容を追加するものです。資源管理方針を変更する際には、海区漁業調整委員会の意見をお聴きすることが漁業法第14条に定められておりますので、本日、御審議をいただくものでございます。詳細は担当から御説明いたします。

○關会長

それでは杉田さんをお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

資料の1ページ目が諮問文書の写しとなっております。

2ページ目を御覧ください。資源管理方針の変更についてということで、まず新漁業法における制度の変更についてというところから御説明させていただきます。新漁業法に基づきまして資源管理に関する基本的な事項につきましては、TACなど公的規制、あるいは自主的な資源管理を問わずに、国の資源管理基本方針、それから都道府県が定める資源管理方針に定められることとなりました。この資源管理方針には、その対象魚種ごとに資源管理の詳細、基本的な事項について別紙という形で定めるものとなっております。2の本県の状況のところですけども、県ではその資源管理方針の本体部分は策定しておりま

して、それから対象魚種ごとの別紙につきましても、1-1～1-10ということでTAC対象種、こちら公的規制に関する10種類。それから別紙の3-1～3-10ということで、自主的な資源管理である資源管理協定の対象魚種の10種類については策定済みとなっており、今回かたくちいわしの太平洋系群がTAC対象種になるということで、別紙1-11としてかたくちいわしに関するものを追加するというものとなっております。

3ページ目が、国から示されているステップアップ管理を行う場合の別紙の雛形になっておりまして、こちらをベースに作成した案が4ページでございます。

4ページを御覧ください。こちら水産庁の方にも確認をさせていただいている内容でございますが、まず第1特定水産資源かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものを言う）ということで、ここでしらすは対象外ということとなっております。第2といたしまして、漁獲量の管理の手法等定めておりますが、まず1宮城県かたくちいわし漁業ということで、こちら一括での管理ということといたします。（1）当該知事管理区分を構成する事項で、②の対象とする漁業ということですが、かたくちいわしを採捕するすべての漁業としてでございます。（2）漁獲量の管理の手法等ということで、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とするということで、ステップアップが終わった後の配分としましては、知事管理区分としての漁獲量はあまり多くないということで、現行水準での配分が想定されているということで、このような書きぶりとなっております。第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ということで、宮城県かたくちいわし漁業一括の管理となりますので、全量を配分するという形となっております。第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項ということで、こちらでは必要に応じて漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、ステップ3の取組を開始するまで、当該漁業の操業実態等を勘案して漁獲努力量の水準及び管理の方法等を検討し定める、としてございます。しらすを漁獲対象とする漁業については漁獲努力量を現状より増加させないように努めるということとしております。第5その他の重要事項ということで、先ほど御説明しましたステップアップ管理を行っていくと、以上の内容となっております。

5ページ目以降は新旧対照表と改正前の県の資源管理方針になりますので、後ほど御確認いただければと思います。

2ページ目にお戻りください。3の今後の予定でございますが、本日御承認をいただきました場合には、今後、国への承認申請等を行いまして、12月24日を目途に公表したいと考えてございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

杉田さんありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言願います。

なければ宮城県資源管理方針の変更については、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。

よって異議なしと認め、令和6年12月11日付水整第217号により諮問のあったこのことについては原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に審議事項（4）「宮城県漁業調整規則の改正について」を上程いたします。

県から御説明をお願いします。阿部課長をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは審議事項（4）「宮城県漁業調整規則の改正について」御説明申し上げます。
令和4年6月17日に公布されました刑法等の一部を改正する法律、そして漁業法および特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律が一部改正されたことによりまして、宮城県の漁業調整規則につきましても、改正する必要があるということになってございます。このため漁業法第119条第8項及び水産資源保護法の第4条第7項の規定によりまして、宮城県漁業調整規則の一部改正についてお諮りするものでございます。刑法の改正では刑務施設いわゆる刑務所における受刑者の処遇等の充実を図るため、懲役刑と禁固刑が廃止されまして拘禁刑という刑が新たに創設されるということでございます。この罰則に関する条文を改正するものでございますが、合わせまして、漁業法および特定水産動植物の国内流通の適正化に関する法律も一部改正されたことから今回、規則改正につきまして御審議をお願いするものでございます。詳細は担当の方から御説明申し上げます。

○關会長

阿部さんをお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

1ページ目が、県から海区委員会への諮問文書の写しとなっております。

次に2ページを御覧ください。宮城県漁業調整規則の一部改正の概要でございますが、刑法等の一部を改正する法律及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして宮城県漁業調整規則も改正が必要となっているものでございます。改正予定の概要を条項の順に一覧にしてございますが、こちらの内容は今年9月の委員会で協議させていただいたものとほぼ同じ内容となっております。（1）の衛星船位測定送信機等の備付け命令に関するものと（2）及び（3）の罰則に関するものとなっております。いずれも形式的な改正となっております。

2の改正内容・理由でございますが、まず（1）衛星船位測定送信機等の備付け命令に関する追記としまして、こちらは漁業法および特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正となっております。報告義務に違反したくろまぐろが流通したという事案を受けまして、TAC報告の報告事項の追加や、流通の管理体制の強化などが図られております。規則に関する部分といたしましては、漁

船の操業位置を把握するための機器の設置を命じられたものは、通信の妨害、その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないというものを新たに規定するものでございます。こちらは漁業法に新たな条文が追加されましたので、本県の規則についてもこの部分を新たに追加するような形になります。

次に3ページを御覧ください。(2)の刑罰名の改正ですが、刑法の一部を改正する法律が、令和4年6月17日に公布されまして、来年令和7年6月1日から施行されます。改正の内容は課長説明にもありましたように、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予等の制度により、一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設するものとなっております。該当する条文ですが、規則の65条にございまして、これまで懲役となっていた条文が拘禁刑という形で改められるものになってございます。(3)の文言の適正化ですが、こちらは軽微な文言の修正になります。両罰規定の対象となっている規則の65条と66条がございまして、こちらについて自然人を対象とすることを明確化するために文言の適正化を行ったものとなっており、国の法令担当部局からの指示で、漁業法でも改正が行われておりまして、本県規則においても同様の改正を行うものとなっております。概要といたしましては、規則第65条第1項中にあります、違反した「者は」という文言を「場合には、当該行為をした者は」という形に改めまして、さらに当項各号中にも違反した「者」という記載がございしますが、これを「とき」に改めるものです。また、規則第66条につきましても違反した「者」という文言を「ときは、当該行為をした者」という形に改めるといったような改正となっておりまして、こういった文言を合わせて改正するというような形になってございます。

続きまして3のスケジュールでございしますが、本日この内容で承認いただきましたら、来年年明け、1月から3月にかけて、水産庁と正式に規則改正の認可手続きを行いまして、その後、規則の改正の公示をしていくという流れで検討してございます。

その他の事項といたしまして、前回協議を行った際に御説明した、まだこの採捕にかかる規制の見直しにつきましては、水産庁ですとか隣県等々の協議に加えまして、関係団体との調整に時間を要する見込みでありますことから、今回の改正とは別に検討して参りたいと考えてございます。また参考といたしまして、4ページ5ページに、新旧対照表という形で改正する規則の該当部分に下線を引いてお示ししてございます。

さらに6ページから7ページですが、そちらは公報に登載する改正の案文というところを掲載しておりましたので、後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

阿部さん、どうもありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。御質問等ございませんか。

質問がないようですので、「宮城県漁業規則の改正について」は、県から諮問のあったとおり原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年12月13日付水振第719号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

はい、どうぞ。

○高橋（平）委員

資料3、5ページに戻って資料を確認させていただきたいんですがよろしいでしょうか。変更前と変更後の表の下線部が引いてある文ですけれども、変更前が別紙1-9のずわいが太平洋北部系群がありますよね。これを左の方行きまして別紙1-11のかたくちいわし太平洋系群に変更するということはよろしいんですよね。それで今回、審議事項としては、かたくちいわし、資料の4にあります別紙1-11だけを加えるということなんですね。それが別紙1-9のずわいがにから別紙1-11の方に2段階飛んじやったけど、資料を見ていくと22ページに別紙1-10とあるんですよ。まだら本州太平洋北部系群とありますね。これはどうなっているんでしょう。

○關会長

杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

ありがとうございます。大変失礼いたしました。5ページ新旧対照表の変更前のところなんですけども、こちらの1-1から1-9ずわいがにとなってるんですが、本来1-10のまだら太平洋北部系群とするべきところ、その前のものが残ってしまっていたということです。ですので、これまで1-10までは策定済みで、今回11を追加するという事で間違いはございません。大変失礼いたしました。

○高橋（平）委員

わかりました。

— 審議事項終了 —

【報告事項】

○關会長

それでは元に戻ります。

報告事項、(1)「宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会の結果について」を上程いたします。事務局から御説明をお願いします。瀧上さんお願いします。

○事務局 瀧上主事

私の方から資料5「宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会の結果について」御説明させていただきます。

資料を開いていただいて1ページ目ですけれども、概要を簡単に御説明させていただきます。第17回宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会ですけれども、前回の海区委員会、11月19日に宮城県で行われたものとなっております。議題は相互入会している漁業のこれまでの調整経過について、漁業担い手確保に係る取組について、近年の海洋環境の変化とその対応について、ということで意見交換を行いました。(1)相互入会をしている漁業のこれまでの調整経過についてですが、例年同様、現在も協調操業体制が維持されており、引き続き調整を行いながら両県の良好な関係を維持していくことということで、確認がされました。(2)の漁業担い手確保に係る取組について、ということで宮城県の説明の概要ですけれども、宮城県の漁業就業者数と漁業経営体について平成20年頃と比べて現在は減少傾向にある状況で、平成28年からワンストップ窓口の設置や、みやぎ漁師カレッジ等の新規就業者の確保に努めております。令和6年度からはこれらに加えて新たに、漁業担い手スタートアップ支援事業や漁村活性化推進事業などを展開している状況にございました。

これまでの新規就業者の実績については、平成28年度から令和4年度まで長期研修と短期研修合わせて126人が参加している状況であるということでございます。

2ページ目が岩手県の説明になっております。平成31年度に「いわて水産アカデミー」を開講して、時代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成に取り組んでいるという状況と、研修状況として五期生までで34名が研修を終了しており、現在終了した34名全員が岩手県で漁業就業をしているとのことでした。また、新規就業者の伸び悩みが続いていますが、理由としては近年の海洋環境の変化による不漁等により生業とする生活基盤への不安を持っていることや、地元での人間関係、漁業で安定した収入、漁業の実態が分かりづらいことなどが挙げられておりました。これらを踏まえた策として、漁業就業への不安の払拭だったり、漁業就業後のサポート体制の構築、漁業の見える化、情報発信といった取組が必要であると考えているということで岩手県から説明がございました。

質疑といたしましては、宮城県の鈴木会長代理のから、「就業する場合の生活費はどれくらい保証しているのか」、という御質問がありまして、それに対して岩手県から、「給料等の現金の支援はないものの、市町村から住居などの支援サポートを受けながら学習していただく形になっており、卒業生が就業した後の生活の見える化や、卒業後のサポート体制について考えていきたい」という回答がございました。

また、砂田委員から宮城県へ、「宮城漁師カレッジについて、短期研修はなかなか効果が上がっていないので、長期研修の方を令和6年度から伸ばしているということは、そちらの方が就業に結びつくと考えているということでしょうか」と質問があり、それに対して「短期研修は宮城県の水産を知ってもらうということが趣旨としてあり、長期研修については前回の令和5年度はカリキュラムを詰め込むような形になっていたものだったため、働いている方が研修に参加しづらいという意見があったことから、令和6年度は期間を長くとっている」と回答をしておりました。

また、宮城県の關会長から岩手県に対して、「就業している漁業者はどのようなものがあるか」と質問し、岩手県からは、「養殖をされている方が多く、特にかきの養殖をしていて計画的な生産ができるという部分で、ある程度の収入が見込めるものとなっている」という回答がございました。

最後に岩手県の平井委員から岩手県と宮城県に、3ページの部分で、「水産高校において年々入学生が減ってきているという状況にあるので、それに対する水産高校へのアプローチについて、今後に向けた検討はできないものか」という質問がありました。岩手県から、「出先の職員を通じて、水産高校や中学校で、水産のレクチャーなど、水産業を伝える取組をしている」という回答がありました。宮城県からは、「今年、青年・女性漁業者交流会の審査員を水産高校の校長先生にお願いしていて、間接的な部分から、学校の先生や生徒に対して前向きな取組を知ってもらうのも一つの手段ではないかと考えている」という回答を行っておりました。

続いて(3)の近年の海洋環境の変化とその対応について、でございます。まず宮城県からの説明の概要といたしまして、親潮が南下しなくなり黒潮が仙台湾近くまで北上し、宮城県海域が高水温となっている状況にあるということ。のりやわかめなどの養殖業は、高水温により種網の張り込み開始が遅れ、生産量が減少しているほか、かきの大量斃死なども起きている状況である。また、不漁により漁船漁業の経営が厳しいことから、漁船漁業復興完遂サポート事業を実施し、新たな操業体制の転換を支援していること。そして、高水温により養殖業の生産量が減少していることから、宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金を検討している、と説明を行っておりました。

岩手県からは、さけ等の主要魚種の不漁が続いていることから、令和4年3月から主要魚種の資源回復、増加している資源の有効活用、新たな漁業・養殖業の導入を重点的に進めていく決意として「岩手県水産業リポーン宣言」を表明した。また、主要魚種が減少し、まいわし、さばの水揚げが増加していること。さらに具体的な取組として、3つの柱を掲げており、①主要魚種の資源回復、②増加している資源の有効利用、③新たな、漁業・養殖業の導入を漁船漁業と養殖業でそれぞれ行っていくことなどの説明がございました。

4ページ目から、これについての質疑として、宮城県の尾定委員から岩手県に対する質問として、「魚種転換するのはいいが、転換先の資源管理の面からその資源調査も並行して進める必要があると思う。また磯根資源回復のため藻場造成も行われているとのことだが、具体的にはどういう取組をされているのか」という質問がありまして、これに対して岩手県からの回答としては、「まだ通常の資源管理の中で、国と連携した取組しかやっていないものの、今後どういった魚種に着目して管理していくかというのも含めて検討していきたいと思う。藻場の関係については、一番多いのはうにの資源が過剰になっていることで、昔から何年か1回、親潮が接岸し、うにの活動が鈍ってこんぶ、わかめが多く生育する年があったものの、近年はそれが見られず、恒常的にこんぶがない状況となっているので、こんぶの密度管理を目的に過剰になっているうにを取り上げて、別の漁場に移すとか、地区によって漁場に一旦畜養して餌を与えて販売するといった取組を行っている」旨の回答がございました。

最後に、令和7年度の交流会については岩手県で開催することで了承されました。後ろのページには、第17回宮城・岩手海区漁業調整委員交流会の資料を付けておりますので、後ほど御確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

○關会長

瀧上さん、どうもありがとうございました。

事務局から説明終わりましたので、どなたか御質問があれば受けたいと思います。
よろしいですか。

質問等ございませんので、「宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会の結果について」は
これまでとします。

○關会長

次に報告事項（２）「令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の
結果について」を上程いたします。事務局から説明願います。君島さんお願いします。

○事務局 君島技師

報告事項（２）令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果に
ついて、資料６を用いて説明させていただきます。

１枚おめくりいただきまして１ページ目から２ページ目が概要資料でその後、実際に会
議の時に配布された資料の写しという構成になっております。概要資料を用いて説明をい
たします。全国海区漁業調整委員会連合会による要望活動についてです。全国海区漁業調
整委員会連合会では、毎年７月頃に中央省庁に対する要望活動を実施しており、次年度の
提案書の取りまとめに際しまして、毎年８月頃に各都道府県の海区漁業調整委員会に対し
要望提案意見の照会を行っています。各海区漁業調整委員会から提出された要望につつま
しては、各ブロック会議及び全漁調連で協議・取りまとめが行われまして、毎年３月に要
望書の内容が決定されて、翌年度５月の全漁調連通常総会で決議された要望書をもって、
各省庁に対して要望活動を実施するというものです。

次に今回の令和６年度の東日本ブロック会議についてです。会議は令和６年１０月３１
日木曜日に開催されまして、翌日１１月１日金曜日に現地視察が行われました。場所は愛
知県名古屋市で開催され、当海区からは關会長および事務局から君島が出席いたしました。
会議概要ですが、開催海区である愛知海区の山下会長を議長に選出し、次第に則って挨拶
や来賓紹介があったのち、報告事項としてまず７月１０日に実施した令和６年度総会決議
事項の要望活動の結果について全漁調連事務局である福島海区より各省庁の対応者、要望
書、要望結果が報告されました。

２ページを御覧ください。続いて議事に移りました。まず、第１号議案として令和７年
度総会に向けた要望事項について各海区から要望事項の説明がありました。当海区からは、
太平洋くろまぐろ資源管理について、沿岸漁業と沖合漁業（大中型まき網漁業）の調整に
ついて、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策についての継続要望３件を關会長
から説明いただきました。各県から、下の方にお示しした６件の新規要望がありました。
この内容でいずれも承認がされまして、継続要望と合わせて要望することとなりました。
また文言につきましては、東日本ブロックの事務局と全漁調連事務局で調整し、作成する
こととなりました。第２号議案としまして、次年度開催海区は三重海区で開催することで
決定されました。

続いて「海区漁業調整委員会の権限と役割」と題しまして、水産庁資源管理部資源管理
課より主に制度についての講演がありまして、会議は閉会となりました。また翌日には名
古屋港水族館で現地視察がありまして、「伊勢・三河湾の漁場環境－貧栄養化とあさり漁

業一」という題で愛知県水産試験場漁場環境研究部より、講演があった後、名古屋港水族館内を見学いたしまして、会議の行程をすべて終了いたしました。

○關会長

君島さんどうもありがとうございました。私も参加しましたけれども、もうシャンシャンと認められて全部決議されました。来年は三重県ということになりました。

御質問等ございますか。

なければ「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（３）「第４１回太平洋広域漁業調整委員会について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。瀧上さんをお願いします。

○事務局 瀧上主事

１ページ目でございます。太平洋広域漁業調整委員会第３２回太平洋北部会及び第４１回太平洋広域漁業調整委員会が、令和６年１１月１８日に対面とウェブ会議併催で開催されて当海区からは關会長が出席され、議題について異議なく承認されたものとなっております。

まずは、太平洋広域漁業調整委員会第３２回太平洋北部会について概要を説明させていただきたいと思います。議題について（１）広域魚種の資源管理について、①番太平洋北部沖合性かれい類の資源状況について、ということで水産研究・教育機構より、かれい類等の漁獲量及び資源状況等について説明がございました。続いて太平洋北部沖合かれい類の広域資源管理の取組について、水産庁仙台漁業調整事務所よりかれい類等の資源状況や許可隻数の推移、資源管理の内容等について説明がございました。

こちらについて、仙台漁業調整事務所より、やなぎむしがれいの親魚量と加入量の関係について２０２２年から２０２３年にかけて親魚量が増加しているように見えることと、神戸チャートで親魚量を見ると印象はかなり違う、ということでの質疑があり、水産研究・教育機構から内容に再生産関係でみると、２０２０年から２０２３年で親魚量に変化がないように見えるが、神戸チャートだとかなり変わって見えるので確認する、という回答がございました。その他といたしまして、まだら陸奥湾産卵群の資源管理の取組について例年まだら陸奥湾産卵群の資源管理の取組について事務局から報告してきたのですが、今年度から開始されたまだらＴＡＣ管理の枠組みが変わったため、太平洋北部会の対象からは除外することになったということでもございました。また、次年度の開催については、令和７年の秋ごろに開催を予定しているということでもございました。

続いて２ページ目でございます。第４１回太平洋広域調整委員会の概要について御説明させていただきます。まず議題といたしましては、（１）太平洋くろまぐろに関する広域漁業調整委員会指示についてということで、水産庁より太平洋くろまぐろに関する広域漁業調整委員会指示について現行の承認期間が令和７年３月３１日までであるため新たに委員

会指示を発出する旨説明があり、承認されたものでございます。委員会指示の主な変更点といたしましては、漁獲枠の増枠に伴い、令和7年4月からは全国で合計5,000隻を上限とした新規承認を認めることとし、5,000隻を超える場合は各都道府県で申請見込数の比例で配分すること、また、新規承認の条件は配分されたTACの遵守に支障をきたさないことと、新規承認者にくろまぐろの漁獲を1キロ以上行わせる機会の付与が可能であること、そして県は、申請見込数を令和7年1月24日まで広域漁業調整委員会に報告し、各都道府県の申請見込数の比率に応じて県の申請上限が設定されること。そして県は、令和7年2月3日まで申請上限内で申請書を提出する必要があるという変更がございました。

こちらについて關会長より質問がございまして、当海区では近年、くろまぐろが増えていて、取りたいとの声が多く上がっており、申請が相当数出ることが想定され、沿岸だと小型魚の枠になることも考えられることから、どう対応すればいいか悩ましいという旨の質問がありました。それに対し水産庁から、その点については各都道府県、各浜で議論いただきたいと思っている。承認数だけの問題ではなく、漁獲枠をどれだけ取れるかが問題になると考えている。また、各都道府県で事情はかなり異なっていて、漁獲実績のある者のみが承認を持っている都道府県もあれば、承認隻数が多いが漁獲できる者がかなり少ない都道府県もあり、一律で制度を作るのは難しい。そして新規承認をそもそも活用すべきなのか、どのくらいの者に出せるのか議論してほしいと考えているという旨の回答がございました。続いて(2)くろまぐろ遊漁船部会の設置についてでございます。水産庁よりくろまぐろ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、くろまぐろ遊漁専門部会を設置することについて説明があり、承認されました。くろまぐろ遊漁船部会の概要といたしましては、くろまぐろ遊漁の管理手法に関し調査審議するため、各広域漁業調整委員会に設置するものでして専門部会の委員については、広域漁業調整委員会の委員及び農林水産大臣が選任する専門委員の中から会長が指名する。また、専門部会における審議事項としては時期別採捕数量などの委員会指示案の検討や届出制の導入など、今後のくろまぐろ遊漁管理の検討を行うものとするとしてございます。

3ページ目から質疑になります。まず高濱委員から、委員の構成を見るとくろまぐろ遊漁推進派の割合が多く、都道府県互選委員が厳しい立場に立たされることになるのでは、という質問があり、それに対して水産庁からは、海区の代表、学識経験者も含めて4名、遊漁団体4名ということで、基本的にはイーブンの立場で議論してもらおうと思っている。バランスを取れるように水産庁がマネジメントしていく必要がある、という回答がございました。

その他、高田委員から、本来であればくろまぐろの管理がしっかりされていて、その中で先に進んでいくのであればいいが、まだ遊漁船のことでも問題は山積である。また、沿岸漁業者がずっと我慢してきて、やっと数量が増えそうという中で、水産庁は遊漁団体から攻められている状況かと思うが、先に取り組むべきはくろまぐろ管理をもっとしっかりやることではないか、と質疑がありました。さらに続けて井上委員から、高田委員の質問の繰り返しにはなるが、遊漁船は市場に持っていくわけでもないのに、水産庁はどのように管理するつもりか、と御質問がございました。それに対して水産庁からは、数量の議論をしている水産政策審議会のくろまぐろ部会の中でも、権利と義務について、本来であれ

ば漁業のように、きちっと、釣り合うべきで、遊漁の規制が遅れているのではという意見があった。水産庁がマネジメントをして遊漁関係の意見を押し通すだけではなく、落としどころを見出す必要があり、建設的な議論をしていかなければならないと思っている、という回答がございました。続いて（３）遊漁船のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更についてということで、水産庁より遊漁のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針について疑義情報に関して関係者に出頭を求めた時など、その都度委員会に判断を仰ぐ必要があったため、迅速に対応できる形にするものと説明があり、承認されました。続いて（４）広域資源の管理について①の部会における取組として、水産庁より複数都道府県をまたがる海域を回遊する資源の管理の取組状況について説明がありました。②として、まさば太平洋系群について、水産庁からまさばの漁獲量の及び資源状況等について説明がございました。

４ページ、その他といたしまして、TAC魚種拡大に向けた検討状況についての説明と令和７年度資源管理関係予算についての説明がございました。

最後に、次回開催については、令和７年の２月から３月頃との説明がございました。太平洋広域漁業調整委員会の資料と北部会の資料については後ろについておりますので、後ほど御確認いただければと思います。私からの説明は以上でございます。

○關会長

どうもありがとうございました。これについて、菊池さんより補足説明があるそうですので、お願いします。

○水産業振興課 菊池技術主幹

ただいまの説明で、くろまぐろについて報告させていただきました。その中で、沿岸くろまぐろ漁業の新規承認の部分につきまして、当県にも大きく関わってくるということで補足で説明させていただきます。

資料７の一番最後のところに、ワンペーパーでタイトル「沿岸くろまぐろ漁業の新規承認の取扱いについて（案）」ということで、資料を準備してございます。こちらに基づきまして説明させていただきます。

まずは概要のところでございます。この沿岸くろまぐろ漁業ですが、平成２６年から広域漁業調整委員会の承認制ということで、委員会指示に基づいて隻数制限が導入されております。現在の全国の承認隻数は１万７、０００隻弱という状況でございます。令和６年１２月３日のWCPFCにおきまして、日本のくろまぐろの漁獲枠拡大が正式決定した、ということで令和７年４月に発効予定の委員会指示、令和７年４月１日から令和９年３月末までの２年間に於いて、現在認められていなかった新規承認が受け付けられるということでございます。

その下に３点ほどポイントをお示ししてございますが、まず１つ目のポイントといたしましては、新規承認を認める隻数は、全国で５、０００隻を上限にするということでございます。２つ目といたしましては、この隻数は事前に全国から見込み数を調査して報告し、５、０００隻を超えた場合には、国から隻数が示されるということになってございまして、現時点で本県にいくら承認隻数が配分されるかは、まだ分からない状況でございます。ま

た、3つ目でございます。新規承認の条件がございまして、各都道府県に配分されたTACの遵守に支障をきたさないこと、かつ新規承認者に対してくろまぐろの漁獲を1キロ以上行わせる機会の付与が可能であることが示されております。この2点を記した県の意見書を提出するというような取り扱いになるということになってございます。また、この委員会指示に基づく申請のスケジュールでございまして、先ほど申し上げた見込み数の報告が1月24日までで、その後国から承認隻数が示されたら、2月3日まで承認申請書を提出するというようなタイトなスケジュールになっております。この委員会指示は、今後公示される予定になってございまして、12月下旬と国では示しておりますので、まもなく今週か来週あたりには、委員会指示の方が公示されるという状況でございます。ここまでの、先ほどの広域漁調の方で決定しました委員会指示の部分でございます。下段の方に、今後の検討事項ということで記してございます。このような広域漁調からの委員会指示を受けまして、当県では検討する必要がある事項といたしまして3つほど示してございます。

まず1つは、新規承認の手続きを進めていくにあたりましては、TACの配分量について、すでに承認を持っております漁業者との調整、あとは漁獲枠の管理方法について漁業者団体との検討であるほか、当県におきましては様々な漁業が営まれている中で、今回承認対象のくろまぐろをとるという漁業でございしますが、漁法も複数ございまして、当県で営まれている従来の漁業と漁場や漁法、時期、隻数についての調整が必要になってくるところでございまして。当県ですでに承認をいただいている漁業でございしますが、令和6年の県内配分を示した図が中段にございまして、右側の大型魚の方を見ていただきたいのですが、沿岸漁業の漁船漁業枠の下に、沿岸くろまぐろ漁業と箱囲いを行っている漁業でございまして。かじき等流し網漁業と、はえなわ漁業、曳き縄・釣り漁業の3種類が現在、当方で承認を受けている漁業となっておりまして、全部で21隻承認を有しているというような状況でございます。

続きまして資料の2つ目に戻って、広域漁業調整委員会の手続き上、先ほど申し上げました既存漁業や、すでに承認を持っている漁業者等との調整と並行しまして、申請を進めざるを得ない状況となっておりますが、調整に相当の時間を要することが想定されるため、承認及び操業が可能となる時期は調整がついてからということになるかと思っておりますので、状況を勘案しながら進めていく必要があると考えてございます。

また、最後の部分、限られた漁獲枠内であるところでございしますが、2番今後の検討事項の右側に小型魚と大型魚のTAC配分の表を示してございます。小型魚は、令和6年当初は61.5トン、大型魚に関しましては22.6トンが国から配分されている状況ですが、WCPFCの増枠を受けまして来漁期には小型魚が6.7トン増の68.2トン、大型魚に関しましては16.5トン増の39.1トンが配分される見込みが示されてございます。引き続き厳しい枠に余裕がない状況でございまして、追加配分される小型魚6.7トンでございしますが、仮に20キロのサイズのことを漁獲すると仮定しますと、335本しかとれない、また大型魚16.5トンの場合は50キロと仮定しますと330本しかとれないということで、なかなか調整が困難であるということです。そして、中段の県内配分の表の方を御覧いただきたいのですが、小型魚、大型魚にそれぞれ増枠するといった場合にも、まずは定置の方に大きい配分がございまして、それ以外が漁船漁業の方に割り振られているという状況がございまして。今回、承認対象となってきますのはこの漁船漁業の

部分となっていますので、先ほど300本と仮定して話しましたが、これよりも沿岸漁業の方に割り振られるのは少なくなってくると想定されまして、新規承認の希望者数が多数となった場合には、採算レベルでの漁獲はなかなか困難であると考えられるという状況でございます。また時間がない中、調整を進める必要がございます、承認申請やどのような漁法で操業が可能かというところの調整がまだ進んでいない状況でございますが、直ちに漁業者の方々や漁協の意見等を聞きながら対応して参りたいと考えております。中途半端な内容で申し訳ないのですが、現在、このような状況であるということで御報告いたします。

○關会長

菊池さんどうもありがとうございました。

県から説明終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

非常にややこしい。国は何を考えているのかなという感じのそういう方針でございますが、これから悩ましいという話ですよね。

どうぞ阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

会長からお話あったように、非常に悩ましい部分で考えてございます。期限が2月3日までに出示してくださいという話と追加配分されるのが小型魚6.7トン、大型魚16.5トンという中で、既存の大型魚であれば、ここに既存漁業者40人いるんですよ。40人いる人たちも、今まで小さいの、大きいの放流しながらなんとか増やそうとしていた中で、全国で5,000隻の新規を受け入れるというような話でございまして、それを宮城県に当てはめた場合に、宮城の沖合での操業は行わず、受け入れ十分な漁場のキャパがあって受入れられるという環境であれば何も問題ないんですけど、本県沖合では刺し網も行われている、沖合底びき網も小型底びき網も操業している、その中で、くろまぐろをとる人は手を挙げてくださいという部分で漁法はどう設定したらいいのか、例えばはえ縄をやりたいとなったら、漁具を敷設する漁法を導入するようになる。そこで手を挙げる人が100人、150人になった場合には漁場がさらに狭くなる。刺し網が仙台湾で500隻いる中で、オープンにした時に果たして何隻になるか、潜在的に着業したいと考えている人はどれくらいいるかという実態把握が必要だと思うんですが、16.5トンと6.7トンをそういった人たちに配分できるのかという部分があって、非常に悩ましいところなのが今の状態でございます。年明けに、こういった実態の部分で漁協、さらに既存の漁業者の方、既存のまぐろをとっている大型定置、小型定置、かじき等流し網漁業、この人たちにも話をして配分をどうしたらいいのかという部分は日下課長と一緒にいきながら、こういった漁法が本県に導入できるのかどうかという部分や配分も含めて検討しなければいけないと考えているところでございます。

○關会長

ありがとうございます。

これは審議事項ではなく報告事項の中なので困ったもんだなと思っています。とにかく

こういうことを決定してしまっ、県に押し付けられているような感覚なので、これは本当にまぐろが見えていてとりたい人いっぱいいる中で、管理しなければならない。しかし、収入も増やしたい。この悩みをこれからなんとかして、県なりにまとめていただかないといけない事情にありますので、県からの協議の場にあたられる場合には、是非ともその辺を念頭に置いて論議を重ねていただきたいと思います。よろしくお願いします。

さらに何か言いたいことある方はいらっしゃいますか。鈴木委員。

○鈴木（章）委員

自分は唐桑なんですけど、唐桑でもやっぱりもっと増枠してほしいとか、承認が欲しいという人がいるんですよね。正直近場のわかめの施設の中だとか、結構まぐろがいるんですよ。春先とか夏前は結構見えるんです。まぐろの値段がいいというのはやっぱり今の時期からなんです。今の時期、とりたいということになると沖は時化なんですよ。レジャーボートや、三級船のようなやつで行くと、事故なんかが危ないという懸念が正直あると思うんです。レジャーボート、モーターボートで事故が起きますと、自分たち漁業者とか漁船漁業の方に捜索に行ってくれと言われてもこの時期は迷惑千万だから、その辺も踏まえてやってもらわないと、お互いとりたいだけでは済まないところがあるのかなという感じでは見えています。

○關会長

ありがとうございます。その点は十分県の方でも勘案していただいて、協議に臨んでいただければと思います。よろしくお願いします。

他に言いたいこといっぱいあるでしょうけど、この辺でいいでしょうか。伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

今回のくろまぐろで新規承認を認める上限は全国で5,000となっているんですけど、宮城県で今のところ名乗りを上げているんですか。40隻とさっき阿部課長の方から聞いたんですけど。

○水産業振興課 菊池技術主幹

うちの県内での承認隻数は21隻になります。

○伊藤委員

いや、先ほど阿部課長40隻、手を挙げている人がいると聞いたんですけど。

○水産業振興課 菊池技術主幹

今課長が申し上げたのは、沿岸くろまぐろ漁業の部分21隻と大型定置の19か統を合算した40という数字でございました。

○伊藤委員

これを機会に手を挙げて、許可証だけもらっておこうという人も出てくるのかなと思って今聞いたんです。許可証だけもらって手だけ挙げて、あとは全然操業も何もしない人が出てきたんでは、今まで長年とっても再放流とかやってきた人たちが大変苦勞してきたものが無駄になるんじゃないのかなと思ったんで、それを許可するに至っては、もっとしっかりと考えて対応して欲しい。

○關会長

その点について阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

先ほども若干御説明いたしましたが、まだあまり多くもない追加配分枠で500も700も宮城県が出てきて1人当たり1キロとか2キロという配分になった時に、果たして承認を出す意味があるのかっていう部分も、考えなければならないかなと思っているんです。ただ、承認だけ多くてとれないというのはやる意味があるのかなっていう部分があって、逆にその既存の漁業者の人たちに配分をして、実際増えれば今まで頑張ってきた人たちも欲しいというのはごもっともなお話ですし、今度はかかってしまったらどう扱うかという部分は、その承認の概念じゃない部分で管理するというか、そういった部分も考えなければいけないかなと思ってまして、まぐろを目的としてかつ、操業上支障のない漁法が果たして見つけれられるかという部分で、しかも1人当たりいくぐらいの配分になるかという部分も考えながら、一定のルールを決めて協議しなければいけないかなと思っていました。

○伊藤委員

マスコミが煽りすぎなんだよ、くろまぐろの漁獲枠が何パーセント上がったとか、その中身が分かんない人はこんなに増えたんだと思うんだから。

○關会長

今日御説明いただいたとおりの中身が実態なので、やはり現実相当厳しいわけですね。TACは守らなければならないし、既存の漁業者も期待して増収を望んでいるところで、しかし、鈴木委員が御指摘のようにまぐろが泳いでくるのは見えていて、あれとらせろというふうに思う人もいて、だから本当に管理が難しい状況に今なっている。そこをこれから協議して進めなければならないので県当局の方々大変ですけども、それを受ける側の方々の理解も相当やっぱり厳しいのだということを認識いただいて、今後に御協力をいただきたいなということです。この辺でよろしいでしょうか。

「第41回太平洋広域漁業調整委員会について」はこれまでとします。

○關会長

次に報告事項(4)「漁業権の変更について」を上程いたします。

阿部技術主任主査お願いいたします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

1枚おめくりください。1ページ目でございますが、漁業権の変更について、1の概要でございますが、令和5年度に行いました漁業権の一斉切替えにおきましては、漁業生産力の発展と、水面総合利用を図るため、主に区画漁業権において漁場の統合ですとか、大区画化を促進するとともに貝類養殖や藻類養殖の養殖種を集約化するなど、海洋環境の変化や未利用漁場の有効活用に向けて柔軟に対応できるようにしてきたところでございます。

一方、宮城県漁協の女川町支所内におきましては、平成30年度に免許されました区画漁業権を基に出島架橋工事に係る漁業補償協議が進行していたこととすとか、一部支部間の区画漁業権の行使上の調整が整わない漁場があったことから、これらの課題が解決した後に変更を行うこととしておりました。

今般、出島架橋工事に係る漁業補償内容の履行が完了しまして、さらに区画漁業権の行使にあたって調整が整う見込みであることから、宮城県漁業協同組合女川町支所の区画漁業権の変更に向けた、関係者間の調整を進めているものでございます。2番の変更を予定している漁業権についてでございますが、免許の種類は区画漁業権、(2)漁業権者としたしまして、免許は、宮城県漁業協同組合の女川町支所さんに免許されてございます。現在68件の免許でございますが、そのうち、今回変更予定になっているのが25件でございます。

変更予定の漁業権一覧にお示ししてございますが、3ページに図を載せておりましたので、こちらをもとに説明させていただければと思います。3ページの図でございますが、こちらの関係機関協議前の図面ということで今後変更する可能性はありますが、現段階のものとして御覧いただければと思います。

図の見方でございますが、凡例にありますように黒の線で囲まれている範囲が現在免許されている区画漁業権となっております。今回変更を予定している区域が赤線で囲まれた漁場となっております。今回の変更につきましても、昨年の切替え時と同様に、漁場の有効利用や漁場生産力を高める観点から地元関係者の意向を踏まえながら漁場の統合ですとか拡大を検討しております。まず図の左上にあります御前浜でございますが、貝類の漁場となっております2404号、2406号の統合を予定しております。

次にページの真ん中になりますけれども、南にあります竹浦地先ですが、貝類や藻類の養殖漁場となっております2416号、2417号、2418号、2421号の4つの漁場の統合、また沖側への拡大を予定しております。

次にその西側にあります2425号につきましては利用率が低く、今後も活用が見込まれないということで廃止を予定しております。

さらにその左側、桐ヶ崎の漁場については2428号と、その右側にあります2427号の一部統合する形で拡大するとともに、その北側にあります2427号で魚類養殖を行っているんですけれども、こちらの縮小を予定してございます。

また、その左にあります2429号と防波堤を挟んで市場側にあります2430号につきましては、かきの養殖に使用する漁場を拡大したいということで、航路が拡大確保できる範囲で、拡大する予定となっております。その対岸にあります小乗浜地先2431号ですが、こちらも同様に拡大を予定しております。次にページの下の方になりますけれども

横浦から塚浜にかけましても、変更を予定してございます。横浦につきましては2438号を沖側に拡大するとともに、2439号が魚類養殖になるんですけども、こちらの区画の移設というものを予定しております。その下の大石原浜ですが、利用率の低い2440号を廃止するとともに、2441号を沖側に拡大する。さらに、湾奥にあります野々浜地先の2442号、2443号についても統合を予定しております。その右側にあります飯子浜地先の2444号、2446号、2447号の3つの漁場の統合を行うと共に、真ん中あたり魚類養殖の2445号があるんですけども、こちらを沖側の方に移設するという形で予定しております。さらにその右側にあります塚浜地先の2448号につきましても隣の飯子浜の変更漁場と沖側の見通し線を揃える形で拡大を予定しております。最後にページ中央右側の出島の南側にあります寺間地先になりますが、2463号、2465号の統合と若干の沖側への拡大というものを予定しております。図面での概要説明は以上となります。

資料2ページを御覧いただければと思います。3の、適切かつ有効の判断というところで、漁業法第63条第1項第2号に基づきまして、変更予定している漁業権について現地ヒアリングも行いまして、適切かつ有効に活用されているかという評価を実施しました。その結果、継続予定の漁業権につきましては、適切かつ有効と評価され、活用漁業権と判断いたしました。そのため変更後も継続する漁場の漁場計画には、「類似漁業権」を設定したいと考えてございます。

その下の4の今後のスケジュールですが、変更の場合も基本的に通常の漁業権の免許と同様の手続きが必要となっております。本日素案を報告させていただいておりますが、今後はパブリックコメントですとか、関係機関との協議を進めながら、来年3月の海区委員会での漁場計画案の協議、4月に海区委員会への諮問を予定しております。さらに5月から6月にかけて、公聴会の開催や委員会からの答申をいただきまして、漁場計画を決定の上公示したいと考えております。点線から下の免許手続きにつきましては、来年7月から9月を中心に行いまして、10月1日の免許に向けて進めて参りたいと考えてございます。説明については以上となります。

○關会長

どうもありがとうございました。

説明終わりましたので、この件について質疑がありましたらお受けしたいと思います。

協議が成立したということだそうですので、よろしいでしょうか。

質問等なければ、漁業権の変更についてはこれまでとします。

— 報告事項終了 —

【その他】

○關会長

次にその他に移ります。何かございますでしょうか。

どうぞ大江委員。

○大江委員

始まる前の挨拶の中でもかきの問題がありまして、卵巢肥大がものすごいと石森さんはこの件に関して言いたいことがいっぱいあると思うんだけど、今後この卵巢肥大というのはどんどん増えていくか、どうなのか。かごで100かご揚げてきて、むき身で30キロとか。1年ものはまだいいんだけど、2年ものが夏頃からどんどん死滅していく。その原因というのは県の方で把握しているのか。あと三倍体のことも出ましたけども、漁業者の中にも三倍体をやってみたいという人がいるので、県の許可が必要なのか、自由にやっってくださいと考えているのか、規制があるのかその辺を教えてください。

○關会長

日下課長さん、お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

卵巢肥大症でございますが、これは、まだまだ分からないことが多い病気ではございますが、説としましては、卵巢に入り込む原虫というのがいて、その原虫は暖水性の動物プランクトン、普通にいる甲殻類のプランクトンですよね。それ介して、かきに感染しているのではないかとといったようなことが言われているようです。このプランクトンは普通に種類なので、暖水性ということであれば、例えば水温によっては減るかもしれませんが、暖かくなればまた増えるかもしれない。今後増えるかどうかは、正直、なかなか分からないところではあると思いますが、ただこれだけ各浜で見られるようになっていきますので、すぐに減るとか消えるかということは考えにくいのかなというふうに考えます。そのような中で、また高水温の影響とかいろんな影響があって、かきの斃死にもつながっているのだと思うのですが、そういう対処として三倍体というのは有効な1つの方法ではあると考えております。国の方の要領も廃止になっていて、三倍体というのを明確に規制するものはないんですよ。そういうところもあって、女川町でも青年部がかき部会の了解を得て試験をやっておられるとのことで、我々としても、もちろん漁協としても地元の合意を得て種がきとかへの影響もしっかり協議した上でOKとなればそこは止めることは我々としてはありませんし、進めていただくのはいい方向ではではないかなと思っております。もちろん種をどこから持ってくるかというのはなかなか県内で三倍体となっているものをまだ、しっかり確保できる体制というのはございませんので、県外からということになるのが自然なんですけど、そこはやっぱりどういうふうに作られたかというのはありますよね。天然海域を介したのになると、別なものが入ってくるかもしれないというのがあるので、ちゃんと室内で管理された環境で作られたものであると確認を得たものについては、宮城県の海に入れても大丈夫なのではないかと、その辺の考え方を今課内で整理をしております。なるべく早いうちに、漁協にも御相談できるようにと作業しているところでございますので、今後いろいろ御相談に乗っていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○關会長

大江さんよろしいですか。

○大江委員

愛知県の方で私もちらっと見たんだけど、1連8,000円ぐらいで、結構販売してるとこあるんですね。だからさっきいろんな条件のルールが決まらないうちに自由にやってもいいと言われても、その証明とかも全部出さないといけないということですか。

○水産業基盤整備課 日下課長

やはり新しいものを入れるわけですので、そこはちゃんとルールを決めて、そのルールに皆さん則っていただいてやってもらうということは必要だと思います。そのルールを、早めに整えたいと思っていますところです。

○大江委員

よろしくお願いします。

また話に戻るんですけども、この卵巢肥大は年数というか遅れれば遅れるほど、かきの死滅が増えてくるということですか。石森さん。

○石森委員

古くなれば古くなるほど卵巢肥大のかきは死滅もするという事です。今、大江委員が言われたとおり、1年ものだとまだ春先に剥く時はあんまり卵巢肥大が見られないという中で、2年ものになるとかなりの卵巢肥大が見られる。1年もの場合に卵巢肥大があってもなかなかまだ小さいから死滅は少ないが、2年ものだと殻が大きくなって夏に産卵して、体力が弱くなってそのまま死滅してしまう。だから、最初に会長が1年ものの小さいのは加工用ではあまり良くないという話があったけど、今は2年ものにするとみんな死滅しちゃうから、浜ではみんな1年ものの小さいのに変えようとしているんですよ。そういう中でそろそろ1年ものに切り替えていかないと、かき業者はやっていけないんじゃないかという話になっているんですよ。ただ、今の1年ものを見ると去年の暑さで5割以上死滅したという中で、今年の1年ものは夏に死滅がないということで、来年の2年ものは大丈夫じゃないかと言われていたんですよ。ただし、この2年ものになると、卵巢肥大があまりにも多くなって、また卵巢肥大で死滅があるんじゃないかという予想されているんです。浜では1回で1年ものに切り替えるというのは難しいから、例えば5台のうち1台は1年ものに徐々に変えていった方がいいんじゃないかという計画を立てて今、支所内ではかなり運営委員会でそういう話出ているんだけど、でも今の、来年の秋から剥く2年ものはほとんど今のところ死滅してないということで、少し希望が出てきたのかなと。去年の今頃は、8月にロープを引っ張っていて、6割死滅しているのは分かっていたんですよ。その春先に殻出しした時に10mあるロープのうち5mが死滅で、5mがいいかきだったんですよ。ところがその5mで勝負しようとしたら、2年ものになって秋になったら、卵巢肥大で8割9割ほとんどが死滅しているという中で、今残っている1割2割のかきを剥くとほとんど卵巢肥大がない。でも、その中でも卵巢肥大があるんですよ。だからとんでもない卵巢肥大なの。

○關会長

石森さんのように実際確認なさっている方の発言、非常に重要な情報だと思います。私は体験上、卵巢肥大については実態把握をまずしないといけないと思っています。モニタリングをする業者と契約というか、そのちゃんとルール決めて、季節ごとに一定のエリアのかきを必ず剥いて卵巢を確認すると。そして斃死がいつどこで起きるか、その卵巢肥大の比率はどういうふうな場所にどれだけ出るか、そういうことを捕捉しないとダメだと思うんです。そして対策としては、とにかく各支所の委員長さんもいらっしゃるようだけど、卵巢肥大のかき見つけたら、ああ、ダメだって海に捨てる人がものすごく多いんですよ。これはばらまいているわけですよ。だからこれはまず絶対にやめるように、発見したらそれは海には入れない、戻さないということを徹底していただかないといけないと思います。とにかく卵巢肥大については、今日下課長さんおっしゃったように、プランクトン類、甲殻類がその中間宿主になっているらしいという東大の先生たちの報告もあるんだけど、実際それらを駆除するの難しいんですよ。だから最終宿主がかきだとしたら、その最終宿主にいる間に、それらは駆除して海に入れないということで減らすということをまず考えないといけないんじゃないかと私はと思っています。いずれにしても、かき剥きしてがっくりくるわけですよ。それでそのままペロッと海に捨てちゃう人がもう本当に多いんですよ。それは現に皆さんで、やらないように、みんなで協力し合っていただきたいなと思います。あとは水技センターは、実態の把握を早急に計画して対策をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○石森委員

海に捨てないというのは当然のことだと思うんだけど、実際に剥いているかき業者は卵巢肥大見つけたら殻と一緒に、一時堆積所というところに殻を一時堆積して、最終的な殻処理の加工、肥料にしたり、石灰作ったりしているんだけど、我々が知っている宮城県中部では陸上に一時堆積してそのまま加工している業者さん渡しているから、海に捨てるということはあまりない。でも、樽で出荷する際にみつけたものを取っておいて、かもめに食べさせるという話は聞いたことがある。それ以降は全然そういう話聞いたことがない。この卵巢肥大は大震災前なかったんです。種がなくなって、広島から種持ってくるんですよ、わかってたらしいんですよ広島に卵巢肥大あるっていうの。

○關会長

三重と広島がやられていたんですよ。そうだから今から4年、5年前は宮城県にいなかったの。

○石森委員

だからそういういろんなことがあって、来てしまったからどうしようもないと思う。三倍体の話で部会の方で、女川からの要望があって青年部から海域を決めてそこで試験操業で、例えば1台を青年部でやってみて、その結果を公表して、それでよかったら徐々に増やしていこうっていうのは、部会でも決まっている話。その時に多分部会の委員がオブザーバーとしていたと思うんだけど、なんで全部でダメかという三倍体やったら種とれ

なくなるんじゃないかとの懸念があり、採苗をしていない女川の地域で試験をやって、女川だけかき部会で認めましょうと。それで結果を見てよかったら、宮城県のかき部会に報告をして区域を決める。種をとれなくなったら大変だからそれを見ながら各支所で台数を決めて増やしていったほうがいいんじゃないかっていうのは宮城県漁協のかき部会で、そこまでは決まっている。

○關会長

石森さんの御心配は、実はもういらないんです。広島で三倍体作り始めてかき小町を売り出した時から、今から15年ぐらい前に私その審査員やったんだけど、それこそ5年ごとに報告を上げさせて、一部報告が出てしまったんですよ。その三倍体作った一部のかきのオスから精子が出て、それが周囲にいる正常の二倍体のかきに影響を及ぼすんじゃないかということで。それは、もう国外のフランス、ニュージーランド、米国、そういうところで三倍体の問題はもう全然心配なくて、半分ぐらいの量を三倍体で生産している状況になっているんですよ。今それで三倍体は夏にグリコーゲンリッチで売れるので、かき養殖業者さんは人を終年雇える。冬だけでなく、夏にも販売できるから。そういうことでその問題はもう杞憂なんです。ただ、今日、日下課長さんがおっしゃったように、外から買い込んで持ってくるということが問題なんですよ。あと三倍体の非常に重要な問題は、三倍体を作る技術がそう簡単ではないということです。かき小町を生産している業者も本当に三倍体100%なのかといたらそうはならないらしいんですよ。だから世界中で今主流になっている四倍体のかきを作って、二倍体と掛け合わせて三倍体にするという手法が必要なんです。その四倍体を作る技術というのが、国内では今のところ確立されてないんです。ニュージーランドの人が特許を持っているらしいんですが、その状態は今のところ確実な手法はまだ確立されてないと私は理解しているんです。魚では四倍体のDNA持っている魚でできてはいるはずなので、その魚を例にとって、四倍体をかきで作るにはどうすればいいかっていうのを、ぜひ県の研究者の方は検討をいただけないかなと思っているんです。

○石森委員

さっき大江委員が1連8,000円と言ったが、1連1万2千円する場合もあり、100連だと100万。筏1台に原盤200連使うので、そうすると生産して200万しかとれないのに200万かけたら、1銭にもならないため、どうかこの四倍体、三倍体をすぐ宮城県でいっぱい作って研究してもらって、本当に我々当社が安心してかきを生産できるような方向に持って行ってほしいなとは思っています。

○鈴木（章）委員

自分もかきやっているんですけど、今、まがきの話だと思うんですけど、昔、關会長が所長をしていたかき研究所では、よーろっぱひらがきなどやったんだけど、この病気はそういうまがき以外のものにも入るんですかね。

○關会長

種類が違くと、適合性があるかどうか確かめられてないです。

○鈴木（章）委員

ニュースを見ると、岩手県の山田でよーろっぱひらがきをやりたいと言っているし。

○關会長

私たちが、それこそ15年前、20年前まで唐桑でフランスがきを生産して、その生産している間は天然に全く見られなかったんですが、震災の後、唐桑から岩手県に広がって天然でそのかきが繁殖しているということなんですよ。だから海洋環境がフランスがきに向くようになったのか、かきが変わったのかわかりませんが、とにかく岩手県は種苗生産を始めて養殖しようとしています。私たちがやっていた当時は、フランスがきの平たくて小さいかきはむき身で売ると「なんだこのかき」と言って全然売れないんですよ。ハーフシェルでオイスターバーが出るようになってから、やっとフランスがきが珍重されて、それで売れるようなそういう状態が出ています。だからこれからはその可能性あります。岩手県は種苗生産までして、フランスがきを増やそうとしているけど、唐桑でも天然で発生しているとすれば、それを徐々に増やして販路に乗っけていくということも考えられると思います。いずれにしても三倍体も含めて、かきの種苗を生産するというのは餌料プランクトンを培養するような技術を持っていないといけないわけですから、水技センター等のちゃんとした施設や専門家のいらっしゃるところで技術を普及していただくのが非常に重要ではないかと私は思っています。

○鈴木（章）委員

先生にもう一つ聞きたいんですけど、昔フランスでかきがダメになって、日本のまがきが行って、あっちのかき生産が復活したじゃないですか。その逆で例えば、日本でもどこか海外から救世主になるような、かきというのはないんですかね。

○關会長

今は、国を越えてかきを移動するということは、各国が嫌がります。

○尾定委員

それについては、海外では日本未侵入の感染症があるので、持ち込むことはアウトです。実は震災の時にアメリカからまがきを里帰りさせるのはどうかとの話があったが、防疫の観点から日本に持ち込むことはできないのでお断りした。

○關会長

だいぶ脱線してしまいましたが、本日の予定していました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局 武山総括次長

それでは事務局から次回の、当委員会の開催日時についてお知らせいたします。

次回は来年2月7日金曜日、午後2時から。場所はここではなくて県庁11階第二会議室

で開催を予定しております。
事務局からは以上です。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置（案）等について
（おきあみ1 そうびき機船船びき網漁業）
- (2) 宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について
（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）
- (3) 宮城県資源管理方針の変更について
- (4) 宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

- (1) 宮城・岩手両県海区漁業調整委員交流会の結果について
- (2) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
- (3) 第41回太平洋広域漁業調整委員会について
- (4) 漁業権の変更について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 關 裕夫

署名委員 大江 靖明

署名委員 石 森 裕治

書 記 瀧上 瑠孔